

デイサービスセンターオパール

通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淳邦会が設置経営する指定通所介護事業所・第1号通所事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の指定通所介護事業の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業所の第1号通所事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービスセンターオパール

(2) 所在地 倉敷市福田町福田234番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤） 事業所業務を統括する。

(2) 生活相談員 1名以上（常勤） 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、計画の作成、調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上 利用者の保健衛生管理を行う。

(4) 介護職員 3名以上（常勤） 利用者の介護、相談及び援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名（看護職員が兼務） 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営上必要があるときは、定員外の職員又は臨時職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。サービス提供時間は午前9時30分から午後4時40分までとする。

(利用定員)

第6条 1日に指定通所介護事業・第1号通所事業(以下「通所介護」という。)のサービスを提供する定員は25名とする。

(内容並びに手続の説明及び同意)

第7条 利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(通所介護の内容)

第8条 通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助 イ 移動の介助 ウ 身体の介助 エ 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

ア 一般浴槽による入浴 イ 特殊浴槽による入浴

(6) 食事サービス

(7) アクティビティサービス(第1号通所事業のみ)

(8) 相談、助言等に関すること

(通所介護計画の作成等)

第9条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的内容を記載した通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護の利用料)

第10条 事業所が提供する通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額、又は倉敷市で定める額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額、又は倉敷市で定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費 (1食につき) 550円

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

通常の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき 50円

(3) おむつ代 リハビリパンツ 1枚100円・テープ式オムツ1枚100円

尿取りパット 1枚20円

(4) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提供し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期限までに受ける。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

倉敷市(真備地区を除く)

(サービスの提供記録の記載)

第12条 通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、利用者によって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 通所介護の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第16条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第17条 通所介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者は、通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者が適切なサービス等の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- (2) 事業所の施設・設備等の使用にあたっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- (3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(非常災害対策)

第19条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。

4 この規程に定める事項の他、運営について必要な事項は、社会福祉法人淳邦会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(介護報酬の額の特例)

1 第10条中「介護報酬の告示上の額とする」とあるのを平成24年度中に限り「介護報酬の告示上の額の86%に相当する額とする」と読み替えるものとする。

(施行期日)

2 この規程は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(第25条第2号関係)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし10条第1項の改正規程は平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。